発議第6号

再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け必要な交付税措置を国に求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

平成26年12月18日 提出

提出者 " "	江差町議会議員 "	小	野 寺 林 戸	栄幸	真治博
賛成者	江差町議会議員	小	笠原	淳	夫
IJ	IJ	薄	木	晴	午
IJ	IJ	若	Щ	明	廣
IJ	IJ	萩	原		徹
IJ	IJ	室	井	正	行
IJ	IJ	飯	田	隆	_
IJ	IJ	大	門	和	子

【提出先】内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣

再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け 必要な交付税措置を国に求める意見書

年金支給開始年齢の「繰りのべ」が続き、昨年4月以降の退職者からは、全く収入のない期間が生じています。定年退職後、生活の糧をすべて失うことになるこの期間の生活維持のため、政府は60歳定年以降も働き続けることを望むすべての労働者の雇用継続のための制度・措置を企業に義務づけ、昨年4月からは60歳からの継続雇用に「選定基準」などを設けることを禁ずる改正高齢者雇用安定法が施行されています。

この高年法改正は公務員にも適用され、政府は昨年3月26日、国家公務員の雇用と年金の接続について「定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとする」と閣議決定。3日後の同月29日には総務副大臣通知が行われ、各都道府県においてもこれに準じた措置を講ずるとされています。

ところが、道内の道立高校、小中学校に勤務する教職員については、再任用がまったく保障されない異常な事態が生じています。今春(平成26年3月)道立高校を退職した教員218人中「再任用」できた教員は80人に過ぎず、実に希望者の3人に1人が「辞退」を強いられています。「無年金期間」が生じ、再任用希望者が増加する一方、子どもの減少による教員の定数減が生ずる来年度以降の事態はいっそう深刻です。制度設計や財政負担を地方任せにした現状のままでは、来年3月も、道内の公立学校で今年を上回る大量の教職員の実質「分限(解雇)扱い」が生じかねません。原因は、制度設計や再任用教職員を定数外にする場合の財政負担を地方任せにする政府の施策にあり、速やかな対策が講じられる必要があります。

対策は待ったなしです。道、道教委が任命権者として再任用保障の責任を果たさなければならないのは当然ですが、年金と雇用の接続について、人事院が意見(平成23年9月)を行った定年延長でなく、「当分は再任用制度による」と、その制度の大枠をつくった政府が財政支援を必要とする道府県に対し、交付税等の追加措置を講ずべきことも当然です。今年3月の定年退職者では再任用を希望した教員の3分の1が希望と異なる遠距離配転などのため、再任用を断念させられています。道教委がこのまま現行制度の枠内での対策に終始すれば、来春も事実上の「3月解雇」がくり返されることになりかねません。道教委が「国や他府県の動向を見極めて」などと、現行制度の延長上の対策に留まっている状況も問題です。地域では、学校統廃合などにより学校が次々となくなり、教育の機会均等原則が脅かされています。少人数学級など、どの子にもゆきとどいた教育を行うための定数増や定員外措置とあわせて再任用問題も解決がはかられれば、教育条件も前進します。

希望するすべての教職員の再任用保障に向け、必要な制度設計、交付税措置を求めます。

記

- 1. 教育条件整備のため、希望するすべての教職員の再任用を可能にするため、国は対策が求められる都道府県への交付税等、必要な財政支援を行うこと
- 2. 希望者全員の再任用に伴い、新採用者の極端な減少や期限付教職員が雇い止めをされることのないようにすること
- 3. 以上を含む教育条件整備に必要な教職員定数の改善(大幅な定数増)を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月18日

北海道江差町議会議長 打 越 東亜夫